令和　　年　　月　　日

この雛形は、千代田区内の分譲マンション管理組合が「新型コロナ感染症対策マニュアル」を策定する際の参考となるよう、（公財）まちみらい千代田が作成しました。各管理組合におかれましては、各々の実情に合わせて、追記・修正するなどしてご活用ください。【令和２年12月22日バージョン】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理組合

**における**

**新型コロナウイルス感染症対策マニュアル＜雛形＞**

新型コロナウイルス感染症は症状が明らかになる前から、感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果も示されており、いつ・どこで・誰が感染してもおかしくない状況となっている。そこで、共同住宅であるマンションにおいては、日頃から、各居住者による感染予防策の徹底、管理組合による共用部分の清掃・、共用部分における行動に関する注意喚起等が重要である。

**１　感染予防策の徹底**

**（１）各居住者の対応**

各居住者は、**別紙１**【「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省R2.６.１９）】の実践を心がける。

**（２）共用部分の消毒等の徹底**

管理組合は、感染症対策のため、日頃より次のような取り組みを徹底する。

①手指衛生等のため、マンションエントランス等にアルコール消毒液を配備する

　　　②窓やドアを開けてこまめに換気を行う

　　　③（エレベーター内も含め）機械換気を十分に活用する

④通常の清掃に加えて、ドアノブや手すり、エレベーターやオートロックの押しボタン等、人が触れる頻度が高い部分を頻繁に消毒する

※具体的な消毒の方法については、**別紙２－１**【消毒の方法（千代田保健所）】及び**別紙２－２**【新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。（厚生労働省・経済産業省・消費者庁）（R２.６.２６）】による。

**（３）共用部分における注意喚起**

管理組合は各居住者へ、次の事項について共用部分における注意喚起を行う。

①他の人と十分な距離を取ること

②マスクをつけること

③エレベーターの中では会話を慎むこと

　　　　【参考】**別紙３**【マンション共用部分における新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる啓発用チラシ（（公財）まちみらい千代田）】＜マンション内共用部分に掲示するなど、居住者の安全確保のために活用する。＞

**２ 居住者に感染の疑いが生じた場合**

**（１）各居住者の対応**

発熱等の症状が生じた場合について、かかりつけ医のいる場合には、かかりつけ医に電話で相談する。かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合、土日や夜間等かかりつけ医が休診の場合などは、東京都発熱相談センターに相談する。参考：別紙４―１【相談受の目安（フロー図）】及び別紙４－２【新型コロナウイルス感染症について

の相談・受診の目安】

**相談窓口**

　◎発熱等の症状が生じているとき（かかりつけ医がいない、休診のとき）

　東京都発熱相談センター（受付時間　24時間・365日）

　電話番号：03-5320-4592

◎発熱等の症状が出ていないとき

　・千代田区電話相談窓口（コールセンター）（受付時間　平日8：30～17：00）

　　電話番号：03-5211-4111

　・東京都（受付時間　9：00～2２：00）

　　電話番号：0570-550571（多言語・ナビダイヤル）

**３　居住者に感染者が発生した場合**

**（１）各居住者の対応**

各居住者は、新型コロナウイルス感染症の検査の結果、感染していることが判明した場合、速やかに担当理事（理事長）へ報告する＜任意＞。

**報告先**

担当理事（理事長）　　　　　　　　　　　　　　　　電話

**※担当理事（理事長）は、個人情報の保護を徹底し、人権への十分な配慮を行う。担当理事（理事長）が知り得た情報は、業務を遂行するにあたって必要となる管理会社担当者等、必要最低限の者とのみ共有し、決して一般居住者や第三者に漏らしてはならない。**

**（２）管理組合の対応**

３（１）の報告を受けた場合、必要に応じて、１（２）の「管理組合による共用部分の消毒」を、業者委託によるか管理組合自ら再度実施する。

**※感染者の発生した部屋のあるフロアを消毒する場合には、決して感染者の部屋番号が一般居住者や第三者に特定されることのないよう、細心の注意を払う。**

**（３）保健所の対応**

感染した居住者とその濃厚接触者への対応、接触者調査等は、千代田保健所が行う。

【参考】**別紙５**【新型コロナウイルス感染症対策における千代田保健所の取組み（R2.10.30）】

**４　その他**

**（１）新型コロナウイルス感染拡大時における通常総会の開催**

【参考】**別紙６－１**【新型コロナウイルス感染拡大における通常総会の開催に関するQ&A（（公財）マンション管理センター）】及び**別紙６－２**【新型コロナウイルス感染拡大におけるＩＴを活用した総会・理事会の開催に関するQ&A（（公財）マンション管理センター）】

以上のことについて、　　　　　　　管理組合は**別紙７**（関連資料を含む）の共用部分への掲示、または全戸配布により、各居住者に理解と協力を求める。